

批を奉じたるに、詳に抛るに已に悉せり。仰ぎて察照し江蘇撫部院に移咨し、査照して飭知せしむるを候て。仍お撫部院の批示を候て。繳す、とあり。此れを奉ず。

又、硃批を恭録して行知する事の為にす。

嘉慶七年正月二十七日、前巡撫部院汪（志伊）の憲案を奉ず。

窃照するに、本部院、督部堂と会同し、嘉慶六年十一月十八日に於て恭摺して具奏せるところの、江南宝山県民の程朝中、同船の舵水秦効山等四命を謀殺し、並びに黄發林等を傷して未だ死せざるを審明するの一案は、例に照らして即ちに辦理するを行うの縁由の一摺あり。今、嘉慶七年正月二十六日に於て硃批を奉到するに、刑部知道せよ、とあり。此れを欽む。又、未だ稍稽うるに便ならず、の句旁あり。硃批を奉じたるに、甚だ是なり、とあり。此れを欽む。又、前往して看視す、の句旁あり。硃批を奉じたるに、是なり、とあり。此れを欽む。原摺は先に経に抄発したれば、重録を庸いる母きを除くの外、合に就ちに行知すべし。備案して司に行し、即便に転行して査照せしめよ、等の因あり。司に行す。此れを奉ず。

茲に遣発回国の期に当たり、合に就ちに移知すべし。此れが為に貴国王に備咨す。請煩わくは査照して施行せんことを、等の因あり。国に到る。此れを准く。

相い応に移覆すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩わくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

嘉慶七年（一八〇二）六月初十日

注*本文書は「九三一九」の咨覆である。

- (1) 棹 校訂本では「掉」だが、類例により「棹」とした。
- (2) 監 校訂本では「鑑」だが、「九三一九」により「監」とした。
- (3) 職 校訂本では「財」だが、「九三一九」により「職」とした。
- (4) 録 校訂本では「禄」だが、「九三一九」により「録」とした。

2-94-25

国王尚温の、進貢のため耳目官向銓等を派遣するむねの符文
（嘉慶七《一八〇二》、六、十）
琉球国中山王尚（温）、進貢の事の為にす。

照得するに、本爵、世々天朝の洪恩に沐す。会典に遵依して二年一次なること、欽遵して案に在り。

茲に嘉慶七年の貢期に当たれば、特に耳目官向銓・正議大夫梁煥・都通事蔡清派等を遣わし、表章・方物を齎捧し、稍役共に二百を過ぎざるの員名を率領し、海船二隻に坐駕し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運するの外、旨を奉じて入監読書せる官生向循師等四員・跟伴四名を率領し、更に貢する所の囲屏紙三千張・細嫩蕉布五十疋等の物を装載し、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に

赴きて聖禮を叩祝せんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に、王府の礼字第一百七十一号の半印勘合符文一道を給発し、都通事蔡清派等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得ること母からしめよ。須らく符文に至るべき者なり。

計開

正使耳目官一員	向銓	人伴二十二名
副使正議大夫一員	梁煥	人伴二十二名
朝京都通事一員	蔡清派	人伴七名
在船都通事二員	(1) 王以文 (2) 王成教	人伴八名
在船使者四員	(3) 向長光 (4) 向処文 (5) 楊文鳳 (6) 向元麟	人伴一十六名
存留通事一員	蔡戴堯	人伴六名
在船通事一員	(8) 阮文光	人伴四名
官生四人	向循師 向世徳 周崇鑄 鄭邦孝	人伴四名
管船夥長・直庫四名	(9) 蔡任貴 林賢見 (10) 王乘懿 昂長泰	
水梢共に一百二十名		

右の符文は都通事蔡清派等に付し、此れを准けしむ

嘉慶七年（一八〇二）六月初十日

注（1）王以文 嘉慶七年進貢の在船都通事。『宝案』ではほかに嘉慶元

年の王舅通事としても名がみえる（巻八五）。

- (2) 王成教 校訂本は「王成教」だが、「九四二七」等により「王成教」とした。
- (3) 向長光 嘉慶七年進貢の在船使者。
- (4) 向処文 嘉慶七年進貢の在船使者。「九四二六」では「向虎文」とある。
- (5) 楊文鳳 嘉慶七年進貢の在船使者。
- (6) 向元麟 首里系向氏。宜野山里之子親雲上（『家譜（二）』二七〇頁、蔡修の譜）。嘉慶七年進貢の在船使者。『宝案』ではほかに嘉慶十一年、二十年、二十二年接貢の在船使者として名がみえる（巻一〇二、一一八、卷一一二）。
- (7) 蔡戴堯 嘉慶七年進貢の存留通事。
- (8) 阮文光 嘉慶七年進貢の在船通事。『宝案』ではほかに嘉慶十二年の在船都通事（巻一〇二）、嘉慶十一年の結状では長史として名がみえる（巻一〇一）。
- (9) 蔡任貴 乾隆二十〇嘉慶七年？（一七五五〜一八〇二？）。久米村系蔡氏（仲井真家）十三世。乾隆四十八年通事に陞る。乾隆五十五年進貢の管船火長（総官）。嘉慶七年進貢の管船夥長（総官）として渡唐途中に行方不明となった（『家譜（二）』三三三頁）。
- (10) 王乘懿 嘉慶七年進貢の管船夥長。